

令和4年度 公益財団法人さいたま市スポーツ協会

事業計画書

I 市民の健康及び体力づくりの推進 (定款 第4条第1号)

1 親子で楽しむスポーツチャレンジ開催事業

概要：気軽にスポーツに触れ合い、親子で楽しめる体験型イベントを開催もの。

開催期日：①令和4年6月26日(日) サイデン化学アリーナ

②令和5年2月26日(日) サイデン化学アリーナ

対象者：一般市民(親子)

参加者：各約500名

2 スポーツ能力テスト開催事業《受託事業》

概要：スポーツ無関心層等のスポーツへの興味・関心を高めるきっかけを創出し、継続的なスポーツ活動へつなげることでスポーツ実施人口の拡大を図るため、開催するもの。

開催期日：①令和4年10月30日(日) 浦和駒場体育館

②令和4年11月13日(日) 大宮体育館

③令和4年11月20日(日) サイデン化学アリーナ

④令和4年11月27日(日) 岩槻文化公園体育館

対象者：一般市民

参加者：計1,800名(延)

II 体育・スポーツ指導者の養成及び資質の向上 (定款 第4条第2号)

1 さいたまスポーツセミナー開催事業

概要：理論・実践方法を身に付け、スポーツ指導者としての総合的な資質の向上を図るもの。

開催期日：①令和4年12月11日(日) ときわ会館

②令和5年2月5日(日) ときわ会館

③令和5年3月5日(日) ときわ会館

対象者：一般市民(アスリート、競技者の保護者)

参加者：各100名

2 中学校部活動支援事業《新規事業》

概要：文部科学省より生徒にとって望ましい部活動の環境を構築する観点から「部活動を学校単位から地域単位の取組とする」ことが指摘されていることから、教育委員会と連携を図り、地域移行に必要な関係各所との調査研究と、実施に向けて必要な支援を行うもの。

Ⅲ 体育・スポーツ団体及びスポーツ少年団の育成 (定款 第4条第3号)

1 加盟団体助成事業

概要：加盟団体の活動を支援するため、団体運営に必要な費用を補助するもの。

実施期日：令和4年8月上旬

対象：加盟団体37団体

2 スポーツ少年団育成事業

概要：青少年の心身の健全な育成に資することを目的としてスポーツ少年団を育成するもの。

Ⅳ 加盟団体の競技力向上及び大会等への選手の派遣 (定款 第4条第4号)

1 各種大会派遣補助事業

1 各種大会派遣費補助事業

概要：加盟団体に登録している選手等が関東大会、全国大会、国際大会又はこれらに準ずる各種スポーツ大会に出場する場合、交通費及び宿泊費の一部を補助するもの。

期間：令和3年4月～令和4年3月

2 スポーツ振興基金事業

概要：本協会の加盟団体に所属する団体・個人だけではなく市内在住・在学の小中学生等を対象とする計画的かつ効果的なスポーツ事業を実施する団体にスポーツ振興基金を財源とする補助金の交付を行うもの。

Ⅴ 各種大会、講習会及び各種スポーツ事業の実施並びに援助 (定款 第4条第5号)

1 市民体育大会開催事業《受託事業》

概要：さいたま市が主催する市民体育大会開催業務を受託開催するとともに、大会を主管する加盟団体に対し、大会運営に要する費用の一部を補助するもの。

期間：令和4年4月～令和5年3月

会場：さいたま市内体育施設 等

補助対象：加盟団体

2 団体主催大会開催補助事業

概要：加盟団体が主催する大会、講習会等に対し、その費用の一部を補助した。

期間：令和4年8月上旬

補助対象：加盟団体

3 スポーツ教室開催補助事業

概要：加盟団体が開催する市民を対象としたスポーツ教室（団体の特定の者を対象とする講習・研修会を除く。）について、その費用の一部（2万5千円）の補助を行うもの。

期間：年間受付

対象者：さいたま市民を対象にスポーツ教室を開催する加盟団体

4 市民スケート教室開催事業

概要：家族・友人同士で気軽に楽しめるウインタースポーツとしてスケートの指導を参加者の技能に合わせて行う教室の開催するもの。

開催期日：令和4年12月中旬（全二回） 沼影スケートリンク（沼影市民プール）

対象者：一般市民（小学生以上）

参加者：約200名（延）

5 障害者交流スポーツ大会開催事業

概要：障害のある方々向けに、元プロサッカー選手の指導により障害の程度に合わせて参加できるフットサル教室を開催するもの。

開催期日：令和4年8月頃 サイデン化学アリーナ

対象者：障害のある一般市民

参加者：約50名

VI 体育・スポーツに関する調査研究及び情報発信（定款 第4条第6号）

1 ホームページの充実運営

概要：本協会ホームページに行事予定、財務諸表等を掲載し、本協会の事業等を積極的に発信するとともに加盟団体に対する各種申請書等のダウンロード、情報提供を行うもの。電子申請窓口の他、情報発信、会員募集、市内体育・スポーツ関連情報提供等に活用。

アドレス：<https://www.saitamacity-sports.or.jp/>

2 公式レポート・ツイッター充実運営

概要：ホームページに設置したレポート並びにツイッターにより、教室募集状況等のリアルタイムなスポーツ情報発信を行うもの。

また、公式レポートは加盟団体やスポーツ少年団部会などへ情報発信できる市内スポーツ関連情報の提供等に活用。

3 広報誌等発行事業

概要：本協会の事業内容、加盟団体の活動及び体育・スポーツの情報を掲載した広報誌を発刊することにより、本協会事業の周知・宣伝を図るもの。

広報誌：各種大会・事業の報告および募集 等

発刊回数：年1回（令和5年3月発行）

配布先：協会加盟団体・市内公共施設・協賛企業 等

VII 市内スポーツ施設の管理運営に関する事業（定款 第4条第8号）

1 大原スポーツ広場管理運営事業

概要：多目的に使用できる大原スポーツ広場の管理運営やグラウンドの貸出を行い、市民スポーツの振興に寄与するもの。

利用種目：サッカー・ラグビー・野球・ソフトボール 等

VIII その他目的を達成するため必要な事業（定款 第4条第9号）

1 専門委員会開催

概要：本協会の事業を専門的に検討するために総務・財務・広報の各委員会を開催するもの。
所掌業務（抜粋）

総務委員会：事業計画策定、職員雇用条件、連絡調整、渉外事務

財務委員会：予算・決算の策定、寄付金・基本財産の運用、助成金・補助金の分配

広報委員会：広報誌発行、資料収集・保存・提供、宣伝

2 政令指定都市スポーツ協会研究協議会《名称変更》

概要：昨今の財政事情を踏まえ、政令市の体育協会・スポーツ協会が一堂に会し、組織の財政健全化と自主財源確保の方策を調査・研究するとともに、意見交換・情報共有を図る協議会に参加するもの。

3 AED（自動体外式除細動器）貸出事業

概要：加盟団体及びスポーツ少年団等がAED（自動体外式除細動器）の設置のない遠隔地等で活動を行う場合、迅速な救命活動を実施することができるよう、無料でAEDの貸出を行うもの。

貸出台数：6台

4 スポーツ用品貸出事業

概要：市民スポーツ振興の推進を目的として、本協会が所有するスポーツ関連用具のレンタルを行うもの。

貸出備品：バドミントンラケット・プラカード・テント・表彰盆等

5 さいたま市等関連協力事業

体育賞表彰式協力事業

概要：体育スポーツの振興に貢献した者及び各種大会に優秀な成績を収めた者を表彰し、その功績及び栄誉を称えるもの。

対象者：競技団体優秀選手及び功労者等

6 総合開会式開催事業

概要：スポーツ協会の存在感をアピールし、関連団体との絆や連帯感を高めるために、スポーツ協会加盟団体とスポーツ少年団部会が一同に会し、令和4年度シーズンの幕開けとなる総合開会式を行うもの。

開催期日：令和4年4月29日（金・祝）サイデン化学アリーナ

7 協会賞表彰授与式開催事業

概要：本協会独自の表彰を設け、スポーツ協会賞及び優秀指導者賞を授与するもの。

開催期日：令和4年4月29日（金・祝）サイデン化学アリーナ

8 周年記念事業準備事業《新規事業》

概 要：さいたま市スポーツ協会の発足から令和5年度に20周年を迎える。周年記念事業のための準備を行うことを目的とするもの。

令和4年度 さいたま市スポーツ少年団 事業計画書

I スポーツ少年団育成指導の援助（規程 第5条第1号）

1 スポーツ少年団種目別部会等助成事業

概要：スポーツ少年団加盟団体の活動を支援するため、各部会に対し必要な助成を行うもの。

実施期日：令和4年9月中旬

算出方法：基本額 30,000 円 + @570 × 団員数

2 スポーツ少年団大会派遣補助事業

概要：スポーツ少年団に登録している選手等が関東大会又は全国大会に出場する場合、交通費及び宿泊費の一部を補助するもの。

期日：年間受付

3 スポーツ少年団大会・部会大会開催事業

概要：各種目別に、さいたま市スポーツ少年団主催によるスポーツ少年団大会及びスポーツ少年団主催の部会大会を開催し、市内のスポーツ少年団の競技力向上及び健全育成を推進するもの。

4 スポーツ少年団地域交流推進事業

概要：他市町村スポーツ少年団との交流により、団員のコミュニケーション能力を高めるとともに、単位団数の少ない種目の活動を活発化させるための事業に対し、必要な助成を行うもの。

II スポーツ少年団指導者及びリーダーの養成（規程 第5条第2号）

1 スポーツ少年団指導者現地研修派遣事業

概要：県内市町村スポーツ少年団指導者が、種目別大会の今後の運営方法について協議する研修会に、スポーツ少年団の各種目部会から代表者を派遣し、相互の情報交換を通して指導者の資質向上を図るもの。

対象者：スポーツ少年団各種目代表者・役員

2 スポーツ少年団指導者 スタートコーチ養成講習事業

概要：スポーツ少年団の指導者資格で名称・カリキュラムの変更があった『スタートコーチ』の養成講習会を開催し、有資格指導者を増やすとともに指導者の資質向上を図るもの。

開催期日：【第一回】令和4年9月4日（日）（予定）ときわ会館

【第二回】令和4年10月2日（日）（予定）ときわ会館

【第三回】令和4年11月6日（日）（予定）ときわ会館

【第四回】令和4年12月4日（日）（予定）ときわ会館

対象者：市内スポーツ少年団登録指導者 各 60 名（予定）

参加費：5,500 円（予定）

3 スポーツ少年団母集団育成研修事業

概要：スポーツ少年団における「母集団」の意義と具体的な活動方法についての講習会を開催し、スポーツ少年団活動の基盤を支える母集団の育成を図るもの。

開催期日：令和 4 年 7 月 23 日（土）（予定）ときわ会館

対象者：スポーツ少年団母集団

4 リーダー育成事業

概要：団員の個性伸長・少年団の組織的成長を目的に定められた日本スポーツ少年団リーダー制度に基づき、リーダー会の組織化と基盤整備について研究・援助を行うもの。

開催期日：調整中

会場：調整中

対象者：スポーツ少年団 5・6 年団員

III スポーツ少年団体カテストの実施援助（規程 第 5 条第 3 号）

1 体カテスト実施事業

概要：発育・発達の著しい団員の健康管理や、活動計画策定の基礎資料となる運動適性テストの実施促進を図るもの。

IV スポーツ少年団の団登録（規程 第 5 条第 4 号）

1 スポーツ少年団登録受付事業

概要：各単位団からの登録を受理し、埼玉県・日本スポーツ少年団への登録を行うもの。

開催期日：令和 4 年 4 月 1 日から 8 月 31 日

申請方法：スポーツ少年団登録システム

内容：団員・指導者登録章等の交付。県・日本スポーツ少年団への登録。

V その他、目的達成に必要な事業（規程 第 5 条第 5 号）

1 スポーツ少年団専門委員会開催

概要：スポーツ少年団本部事業を検討し、活動を推進するために委員会を設置するもの。

2 さいたま市関連協力事業

スポーツ少年団派遣事業《公益社団法人さいたま観光国際協会 協力事業》

概要：姉妹都市であるメキシコ・トルーカ、アメリカ・リッチモンドへの派遣事業へスポーツ少年団に所属する団員の募集等周知協力を行う。